

4/3~ 豊山町子ども消防クラブ 発足 クラブ員を募集

本町では、今年度より「子ども消防クラブ」を新たに発足し、クラブ活動を通して消防・防災等に関する知識や身を守る技術を習得するとともに、地域の安全・安心の担い手を育成します。

4月3日(月)から窓口・電話受付を開始し、定員になり次第締め切ります。

▼**とき・内容** 別表のとおり

▼**対象** 町内に居住する小学4〜6年生

▼**定員** 30名

▼**参加費** 無料

▼**指導** 消防本部職員、ボランティア指導員

▼**問合せ** 防災安全課防災安全グループ
☎28・0355

と き	内 容
1 6/3 (土) 午前9時~正午	発足式・消防署施設見学
2 8/9 (水) 午前9時~午後3時	愛知県消防学校での研修
3 10/14 (土) 午前9時~正午	はしご車・ポンプ車体験搭乗
4 12/16 (土) 午前9時~正午	防災に関する学習
5 2/17 (土) 午前9時~正午	救命講習
6 3/16 (土) 午前9時~正午	修了式

Info 新潟県妙高市と災害時 相互応援協定を締結

2月17日(金)に新潟県妙高市と災害時相互応援協定を締結しました。

妙高市は、新潟県の南西部に位置し、本町からは車で約4時間程度の位置にあります。平成23年度以降、毎年保育園や神明公園に雪のプレセントをいただいております。本町と交流の深い自治体の一つです。

発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等では、多数の被災者が発生すると想定され、近隣の自治体も同時に被害を受けます。この災害時相互応援協定は、遠隔地の自治体同士の連携により、相互に応援し、復旧・復興を進めることを目的としています。

災害時相互応援協定の主な内容

- ① 食料、飲料水、生活必需品の提供
- ② 応急復旧に必要な資器材の提供
- ③ 救助活動に必要な車両の提供
- ④ 応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者の一時受入れ

▼**問合せ** 防災安全課防災安全グループ
☎28・0355



~4/17 地域福祉計画等策定委員 を公募

安心して快適に暮らせる福祉のまちづくりを目指し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員の一般公募委員を募集します。

この委員は、地域福祉を推進するうえで、その現状と生活課題を明らかにし、福祉サービスの適切な利用の推進、地域福祉活動への町民参加の促進等の指針となる地域福祉計画等策定に協力していただくものです。なお、任期は、令和6年3月31日までを予定しています。

▼**募集人数** 1名(応募多数の場合は書類選考)

▼**応募資格** 町内在住の方で、平日開催の策定委員会に参加できる方

▼**申し込み** 役場1階5番福祉課窓口にある応募用紙に必要事項を記入し、4月17日(月)までに提出ください

▼**問合せ** 福祉課福祉グループ
☎28・0912

4/3~ 障害者等交通料金助成 事業請求受付

障害者等交通料金助成事業(自動車燃料費)の令和4年10月から令和5年3月までの給油分の請求受付を開始します。支給決定を受けている方は、受付期間内に請求書類の提出をお願いします。

▼**対象者** 事前に障害者等交通料金助成事業(自動車燃料費)の申請をされた方

▼**申請方法** 申請時にお渡しした請求書と給油した際の領収書をお持ちの上、役場1階5番窓口福祉課で請求してください。

▼**受付期間** 4月3日(月)~4月14日(金)
▼**問合せ** 福祉課福祉グループ
☎28・0912

Info 町税納付の猶予制度

○**徴収の猶予**
次の理由により町税を一度に納付できない場合は、申請により原則1年以内の期間に限り徴収猶予が受けられる場合があります。

- 1 財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- 2 納税者又はその生計を一にする親族が病気に罹り、又は負傷したりしたとき
- 3 事業を廃止し、又は休止したとき
- 4 事業に著しい損失を受けたとき
- 5 本来の期限から1年以上経過した後にならざるに納付すべき税額が確定したとき

○**換価の猶予**

町税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合は、申請により原則1年以内の期間に限って換価の猶予が受けられる場合があります。

※詳しくはお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

▼**問合せ** 税務課収納グループ
☎28・0926